



医政地発 1024 第 2 号  
令和 5 年 10 月 24 日

公益社団法人日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長



病院の耐震改修の状況の調査について（依頼）

災害医療対策の推進につきましては、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では病院の耐震改修状況の実態把握を行うこととしており、別添のとおり都道府県に対して調査依頼を発出いたしました。

患者の身の安全を確保するため、また、災害時における迅速かつ適切な医療の提供体制の整備のため、基礎資料を作成する上で必要な調査ですので、都道府県からの調査依頼にご協力いただくように、貴団体の会員に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )

病院の耐震改修の状況の調査について (依頼)

災害医療対策の推進について、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

病院の建物の耐震化については、医療提供体制施設整備交付金(災害拠点病院施設整備事業、災害拠点精神科病院施設整備事業、特定地域病院施設整備事業、医療施設等耐震整備事業)を措置し、未耐震の災害拠点病院や救命救急センター、二次救急医療機関等を対象として改修を推進しているところです。

耐震改修の状況については、これまでも各都道府県にご協力をいただいて調査を行い公表してきたところ、本年度も引き続き、耐震化の度合いの公表や予算要求の際に活用するため、調査を行います。

貴職におかれては、調査結果について、別紙の病院の耐震改修状況調査票取りまとめ要領に記載のとおり取りまとめの上、提出していただくようお願いいたします。

記

1. 調査対象 : 令和 5 年 9 月 1 日現在における各都道府県管下の医療法第 1 条の 5 に規定されている全ての病院
2. 調査内容 : 別添の病院の耐震改修状況調査票の調査項目のとおり
3. 提出期限 : 令和 5 年 12 月 15 日 (金)
4. 留意事項 : 病院から厚生労働省に直接提出されないようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局地域医療計画課  
救急・周産期医療等対策室  
災害医療係長 荒巻  
電話 03-5253-1111(内線)2548

都道府県	設置主体	機関名称	所在地 (住所町村を記載)	二次設備	病院機能		Q1 病院の敷地内で患者が利用する建物（病棟部門、外来診療部門、手術室部門に属する）の新築性についてお答え下さい。 （「新築性がある」とは、新築基準法（昭和57年）で建設された建築物及び昭和56年以前の建築物であって耐震補修工 事済みの建物（1:10以上）のこと。）	Q2 Q1で○と回答した病院は対象外です。	Q3 Q1で○と回答した病院にお答え下さい。 耐震診断を実施する予定はありますか。実施する場合には、予定時期をお答え下さい。 実施する予定があるが時期未定、又は、実施する予定がない場合には、その理由をお答え下さい。	Q4 Q1で○と回答した病院にお答え下さい。 耐震工事を実施する予定はありますか。実施する場合には、予定時期をお答え下さい。 実施する予定がない場合には、その理由をお答え下さい。	Q5 Q1で○と回答した病院にお答え下さい。 「耐震」、「移転」、「建物の取壊し」又は「閉 院」の時期をお答え下さい。	Q6 敷地内における耐震の危険性があるブロック壁（縦横又は 縦横コンクリート）の有無についてお答え下さい。
					二次設備 （エレベーター、 エスカレーター、 空調機等）	二次設備 （エレベーター、 エスカレーター、 空調機等）						
長野	長野県	長野県立中央病院	長野市									

記載上の注意

- 1) 調査対象となる病院は、当票第1条の5第1項に規定する全ての病院です。
- 2) 病院機能は病院が該当するものに「○」を記載して下さい。
- 3) 設置主体は、「国立（独立行政法人・国立大学法人含む）」、「公立（地方独立行政法人含む）」、「公的（日本、済生会、厚生連、北社協）」、「民間その他」のうち、該当するものを記載して下さい。
- 4) Q1、Q3、Q4は該当するものに「○」を記載して下さい。（どれか一つに「○」を記載）
- 5) Q2は、耐震診断の結果、未耐震の建物に係る構造耐震指標（1:10）を小數点以下第2位まで記載して下さい。
- 6) Q6の敷地内における耐震の危険性のあるブロック壁の有無は、別添「（参考1）社会福祉施設等のブロック壁等の安全点検について」の実施方法に準じて確認して下さい。また、耐震の危険性のあるブロック壁があった場合、改修等の安全対策を取る際は周辺に人が立ち入らないよう注意喚起を行う等の対策を行って下さい。

## 病院の耐震改修状況調査票記入要領

1. 設置主体については、「国立」、「公立」、「公的」、「民間その他」のいずれかを記載して下さい。

- ・ 国立 : 国が設置する病院のほか、独立行政法人、国立大学病院が設置する病院も含まれます。
- ・ 公立 : 自治体が設置する病院のほか、地方独立行政法人が設置する病院も含まれます。
- ・ 公的 : 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会が設置する病院。
- ・ 民間その他 : 上記以外の団体が設置する病院。

2. 所在地及び二次医療圏については、それぞれ、市町村名（東京都特別区にあつては区を記載）、二次医療圏名を記載して下さい。

3. 【Q1】

●病院の敷地内で患者が利用する建物（病棟部門、外来診療部門、手術検査部門に限る）の耐震性についてお尋ねします。（「耐震性がある」とは、新耐震基準（昭和56年）により建設された建物及び昭和56年以前に建てられた建物であつて耐震補強工事済みの建物（Is値0.6以上）のこと。）

該当するものに○を記載して下さい。

なお、調査対象となる建物は、令和5年9月1日時点において使用している建物です。

- A すべての建物の耐震性がある
  - ・ 免震構造である
- B 耐震診断を実施した結果、一部の建物の耐震性がない  
※耐震性のない建物の用途及び延べ床面積（㎡）を記載して下さい。
- C 耐震診断を実施した結果、すべての建物の耐震性がない  
※建物の延べ床面積（㎡）を記載して下さい。
- D 耐震診断を実施していない（耐震性が不明）  
※建物の延べ床面積（㎡）を記載して下さい。

4. 【Q2】 Q1でB、Cと回答した病院は回答して下さい。

●当該耐震性のない建物の構造耐震指標（Is値）はいくつですか。小数点以下第2位まで記載して下さい。（複数の建物がある場合は、最低値を記載して下さい。〈注意〉1つだけ記載して下さい。2つ以上記載

しないで下さい。)

5. 【Q3】 Q1でDと回答した病院は回答して下さい。

●耐震診断を実施する予定はありますか。実施する場合には、予定時期をお答え下さい。(該当するものに○を記載して下さい。)

実施する予定はあるが時期未定、又は、実施する予定がない場合には、○を記載するとともに、その理由を記載して下さい。

A 耐震診断を実施する予定

- ・令和5年度末までに耐震診断を実施する予定
- ・令和6年度末までに耐震診断を実施する予定
- ・令和7年度末までに耐震診断を実施する予定

B 耐震診断を実施する予定はあるが時期未定(その理由)

C 耐震診断を実施する予定はない(その理由)

6. 【Q4】 Q1でB、C、Dと回答した病院は回答して下さい。

●今後、耐震工事を実施する予定はありますか。実施する場合には、予定時期をお答え下さい。(該当するものに○を記載するとともに、耐震工事終了年度を選択して記載して下さい。)

実施する予定がない場合には、該当するものに○を記載してください。〈注意〉○を二つ以上表示しないで下さい。該当する選択肢がない場合は、(その他)の欄に、その理由を記載して下さい。

A 耐震工事を実施中、又は、実施する予定

- ・現在、耐震工事を実施中
- ・令和5年度末までに耐震工事に着工する予定
- ・令和6年度末までに耐震工事に着工する予定
- ・令和7年度末までに耐震工事に着工する予定
- ・令和8年度末までに耐震工事に着工する予定
- ・令和9年度末までに耐震工事に着工する予定

B 耐震工事終了年度(Aを選択した場合に記載)

C 耐震工事を行う時期が確定していない、又は、耐震工事を行う予定はない

- ・自己資金がないため
- ・耐震診断の結果に基づき検討する
- ・建替を予定(検討)しているため
- ・移転を予定(検討)しているため
- ・建物の取壊しを予定(検討)しているため
- ・閉院を予定(検討)しているため
- ・医療行為を継続しながら耐震化を行う方法が決まらないため
- ・法令上耐震化が義務ではないため

- ・未定
- ・（その他）記載例 ・賃貸物件であるため

7. 【Q5】 Q4でCと回答し、その理由として、「建替を予定（検討）しているため」、「移転を予定（検討）しているため」、「建物の取壊しを予定（検討）しているため」又は「閉院を予定（検討）しているため」を選択した病院は回答して下さい。

●「建替」、「移転」、「建物の取壊し」又は「閉院」の時期をお答え下さい。該当するものに○を記載してください。〈注意〉○を二つ以上表示しないで下さい。令和10年度以降の場合は未定を選択してください。

8. 【Q6】

●敷地内における倒壊の危険性があるブロック塀（組積造又は補強コンクリート）の有無についてお尋ねします。

該当するものに○を記載して下さい。

A 敷地内における倒壊の危険性があるブロック塀（組積造又は補強コンクリート）がある

B 敷地内に倒壊の危険性があるブロック塀を保有している場合、改修等の時期をお答え下さい。〈注意〉○を二つ以上表示しないで下さい。令和10年度以降の場合は未定を選択してください。

病院の耐震改修状況調査票  
取りまとめ要領

1. 調査票は、「都道府県取りまとめ用」と「病院用」があります。病院へは、「病院用」と「調査票記入要領」を送付して下さい。
2. 病院からの「調査票(病院用)」の提出を受け、「都道府県取りまとめ用」へ回答内容が一覧になるように転記して下さい。

※ 行を挿入する場合は、表の最上行の上と最下行の下に挿入しないよう注意して下さい。調査票の下行に集計欄があり関数が入っているので、挿入すると範囲指定が正しくできなくなります。

3. 集計欄に調査票の回答が自動で反映される仕様になっています。以下の①から⑥までのとおり表示されているか、確認して下さい。表示されていない場合は、修正して下さい。

- ① Q1のA、B、C、Dの合計が回答病院数と一致しているか。
- ② Q1のB、C、Dの合計が、Q4のA、Cの合計と一致しているか。
- ③ Q1のDの値が、Q3のA、B、Cの合計と一致しているか。
- ④ Q1のB、Cの合計が、Q2の合計と一致しているか。
- ⑤ Q4のAの合計が、Q4のBの合計と一致しているか。
- ⑥ Q5の合計が、Q4のCの「建替」、「移転」、「取壊し」及び「閉院」の合計と一致しているか。

(参考 1) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について

ブロック塀等の安全点検については、貴施設における各種管理規程に沿って行って下さい。安全点検を行った結果、安全性に問題が確認された場合には、速やかにブロック塀等周辺に立ち入ったりしないよう注意喚起を行う等の安全対策を講じて下さい。

なお、管理規程のみではブロック塀等の客観的な安全点検が困難な場合は、次の方法も考慮して安全点検を実施して下さい。

**【実施方法の例】**

※(参考 1-2) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検フロー図も参照。

1. 組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の場合、下記「(外観に基づく点検)」を行う。
2. 補強コンクリートブロック造の場合、下記「(外観に基づく点検)」を行う。また、外観に基づく点検で安全性が確認されなかった場合の安全対策の検討等に当たっては、下記「(ブロック内部の点検)」を参考にする。

なお、各点検に当たっては「建築物の既設の塀の安全点検について」(平成30年6月21日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知(以下、URL 及び資料添付))を参考とする。

<http://www.mlit.go.jp/common/001239762.pdf>

**(外観に基づく点検)**

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないか確認する。

① 高すぎないか。

(組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下)

※高さは地盤面から計測する。

② 厚さは十分か。

(組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm(高さ2m超は15cm)以上)

③ 控え壁があるか。

(組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける)

④ 基礎があるか。

⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。



### (ブロック内部の点検)

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないかを設計図等やブロックの一部取外し等により確認する。

なお、ブロック内部の点検は、建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。(※ブロック内部の点検について専門家への協力の要請を行うに当たっては、次の国土交通省のホームページに掲載された問い合わせ先一覧を活用することも可能です。<http://mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>)。

- ① 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。下「令」という。）第62条の6に照らして適切か。
- ② 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- ③ 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。

(参考1-2) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検のフロー

